

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年4月9日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 2 号

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市観光駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(駐車料金の還付)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第5条の規定により月ぎめで駐車場に駐車させている者に対し、条例第11条ただし書の規定により、駐車させることができなくなった日の属する月に係る駐車料金の額を当該月の総日数で除して得た額に、当該月において駐車させることができなかつた日数（その日数が1日未満であるとき、又は1日未満の端数があるときは、これを1日とみなす。）を乗じて得た額を還付する。

(1) 管理上の都合により駐車場の利用を制限した場合

(2) 災害その他の不可抗力により駐車させることができなくなった場合

2 条例第6条第1項の規定による許可を受けた者に対し、条例第11条ただし書の規定により駐車料金を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により当該許可を取り消したことにより、当該許可により駐車させることができる時間の開始時刻から駐車させることができなかつた場合 全額

(2) 災害その他の不可抗力により、当該許可により駐車させることができる時間の開始時刻から駐車させることができなかつた場合 全額

(3) 学校保健安全法第20条又は学校教育法施行規則第63条の規定による休業を理由として当該許可により駐車させることができる時間の開始時刻までに駐車を取りやめる旨の申出があつた場合（第7条第2項第1号に掲げる行事のために条例第6条第1項の規定による許可を受けた場合に限る。） 全額

(4) 感染症又は非常変災その他急迫の事情による施設（第7条第2項第2号に規定する施設をいう。）の全部又は一部の臨時の休業を理由として当該許可により駐車させることができる時間の開始時刻までに駐車を取りやめる旨の申出があつた場合（同号に掲げる行事のために条例第6条第1項の規定による許可を受けた場合に限る。） 全額

(5) 当該許可により駐車させることができる時間の終了時刻までに駐車を取りやめる

旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

3 次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の者以外の者に対し、条例第11条ただし書の規定により駐車料金の2分の1に相当する額を還付する。

- (1) 管理上の都合により駐車場の利用を制限した場合
- (2) 災害その他の不可抗力により、駐車させることができなくなった場合

別表 1 京都市嵐山観光駐車場の項中

1, 040

 を

「

1, 040円。ただし、日曜日等にあつては、1, 500円

 に改め、同表備考中5を6とし、4を5とし、

3の次に次のように加える。

- 4 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- をいう。

別表 2 京都市嵐山観光駐車場の項中

1, 250

 を

「

1, 500円。ただし、日曜日等にあつては、2, 000円

 に改め、同表備考1中「表は、」の右に「繁忙期

(条例別表第3 2備考1に規定する繁忙期をいう。)における車両の駐車及び」を加え、同備考中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第13条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、別表の改正規定及び次項の規定は令和8年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の規則別表の規定は、令和8年10月1日以後の駐車に係る駐車料金について適用し、同日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。

(建設局自転車政策推進室)